

「住居確保給付金」 説明書

離職等によつて住居を喪失した方へ
～住居確保給付金のご案内～

令和2年7月1日改訂

～ 目 次 ～

1. 住居確保給付金とは	1 ページ
2. 住居確保給付金を受けるためには、次のような要件があります	2 ページ
3. 住居確保給付金の申請から決定までの流れ	3 ページ
4. 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は	5 ページ
5. 住居確保給付金受給中の義務	6 ページ
6. 受給中に常用就職した場合は届け出が必要です	6 ページ
7. 一定の条件を満たせば延長・再延長が可能です	6 ページ
8. 支給額等を変更できる場合があります	7 ページ
9. 住居確保給付金を停止する場合があります	7 ページ
10. 住居確保給付金を中断する場合があります	7 ページ
11. 住居確保給付金を中止する場合があります	8 ページ
12. 住居確保給付金の再支給について	8 ページ
13. 住居確保給付金を徴収する場合があります	8 ページ

1. 住居確保給付金とは

離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により、経済的に困窮し、住居を喪失した方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、社会福祉協議会（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：世帯の人数に応じて、次の金額を上限とした家賃相当分の給付金を支給します。支給上限額の範囲内の家賃の住宅を探していただく必要があります。

世帯区分	世帯人数	支給上限額
単身世帯	1人	34,000円
複数世帯	2人	41,000円
	3～5人	44,000円
	6人	48,000円
	7人以上	53,000円

支給期間：原則として3ヶ月間

※求職活動等を誠実かつ熱心に行っており、引き続き支給を行う必要があると認められる場合は、支給期間を3ヶ月単位で延長する場合があります（最長9ヶ月間支給）。

支給方法：神栖市から大家・管理会社などの指定する口座へ直接振込みます。

※住居確保給付金を申請者が直接受け取ることはできませんでしたが、これまで申請者がクレジットカードにより賃料を支払っており、神栖市が特に必要と認めた場合に、申請者の口座へ振り込むことが可能となりました。

ただし、支給した住居確保給付金が賃料の支払いに充てられている利用明細の写しなどを、必ず毎月提出してもらうことが前提となります。提出がないと支給が中止となり、返還してもらうこととなります。また、支給期間中に代理受領（申請者以外の口座へ振込）の方法に変更することが可能となった場合は、すみやかに変更支給申請（申請者以外の口座へ振込）の手続きを行ってまいります。

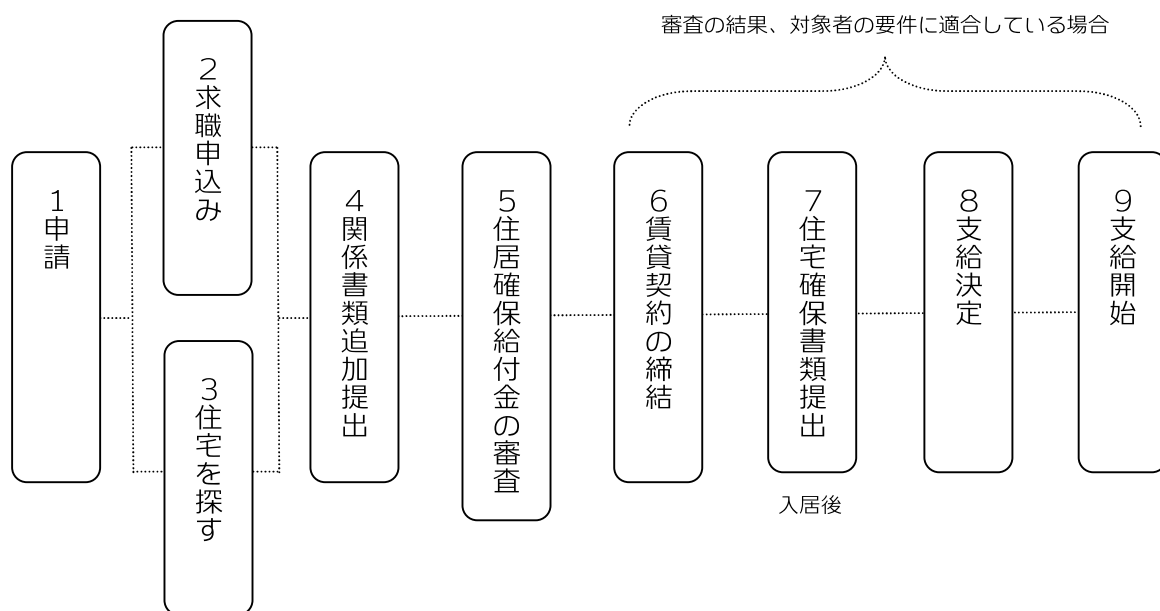
支給開始月：入居契約に際しての初期費用は対象となりません。翌月以降の家賃相当分からの支給となります。

2. 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

	要件	チェック																														
①	イ) 離職等又は ロ) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失するおそれがあること																															
②	イ) 申請日において、離職・廃業から2年以内又は ロ) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに 帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること																															
③	イ) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと ロ) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること																															
④	ハローワークへ求職申込みをし、常用就職（※）を目指した求職活動を行うこと ※「常用就職」とは、期間の定めのない又は6か月以上の雇用が見込まれる就職をいいます。																															
⑤	1. 申請日の属する月における申請者及び申請者と同一世帯に属する方の収入の合計が、下記の収入基準額（c）以下であること。 ※申請日の属する月の収入が確実に推計することが困難な場合は、申請日の属する月の収入にかわって直近3ヶ月程度の平均収入、又は前月の収入を活用します。 給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（交通費支給額は除く） <table><tr><th>区分 (世帯)</th><th>基準額 (a)</th><th>家賃額 (b) (神栖市の生活保護 住宅扶助基準額)</th><th>収入基準額 (c)</th></tr><tr><td>単身</td><td>78,000 円</td><td>34,000 円</td><td>112,000 円</td></tr><tr><td>2 人</td><td>115,000 円</td><td>41,000 円</td><td>156,000 円</td></tr><tr><td>3 人</td><td>140,000 円</td><td rowspan="3">44,000 円</td><td>184,000 円</td></tr><tr><td>4 人</td><td>175,000 円</td><td>219,000 円</td></tr><tr><td>5 人</td><td>209,000 円</td><td>253,000 円</td></tr><tr><td>6 人</td><td>242,000 円</td><td>48,000 円</td><td>290,000 円</td></tr><tr><td>7 人</td><td>275,000 円</td><td>53,000 円</td><td>328,000 円</td></tr></table> 2. 申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計（以下「世帯収入額」という。）が、基準額（a）以下の場合 生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（※）を支給（ただし、住宅扶助額が上限）。 （※）賃貸借契約書に記載された実際の家賃の額 3. 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額（a）を超える場合 基準額（a）と申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額を合算した額から、世帯収入額を減じて得た額 世帯収入額が基準額（a）を超える場合 支給額＝基準額（a）＋ 生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（※）－ 世帯収入額 例）1人世帯で10万円の収入で、家賃5万円の場合 支給額 28,000円＝78,000円＋50,000円－100,000円	区分 (世帯)	基準額 (a)	家賃額 (b) (神栖市の生活保護 住宅扶助基準額)	収入基準額 (c)	単身	78,000 円	34,000 円	112,000 円	2 人	115,000 円	41,000 円	156,000 円	3 人	140,000 円	44,000 円	184,000 円	4 人	175,000 円	219,000 円	5 人	209,000 円	253,000 円	6 人	242,000 円	48,000 円	290,000 円	7 人	275,000 円	53,000 円	328,000 円	
区分 (世帯)	基準額 (a)	家賃額 (b) (神栖市の生活保護 住宅扶助基準額)	収入基準額 (c)																													
単身	78,000 円	34,000 円	112,000 円																													
2 人	115,000 円	41,000 円	156,000 円																													
3 人	140,000 円	44,000 円	184,000 円																													
4 人	175,000 円		219,000 円																													
5 人	209,000 円		253,000 円																													
6 人	242,000 円	48,000 円	290,000 円																													
7 人	275,000 円	53,000 円	328,000 円																													
⑥	申請者及び同一の世帯に属する方の金融資産の合計が次の金額以下であること <table><tr><th>世帯人数</th><th>金融資産の上限額</th><th>世帯人数</th><th>金融資産の上限額</th></tr><tr><td>単身世帯</td><td>468,000 円</td><td rowspan="3">4人以上世帯</td><td rowspan="3">1,000,000 円</td></tr><tr><td>2人世帯</td><td>690,000 円</td></tr><tr><td>3人世帯</td><td>834,000 円</td></tr></table>	世帯人数	金融資産の上限額	世帯人数	金融資産の上限額	単身世帯	468,000 円	4人以上世帯	1,000,000 円	2人世帯	690,000 円	3人世帯	834,000 円																			
世帯人数	金融資産の上限額	世帯人数	金融資産の上限額																													
単身世帯	468,000 円	4人以上世帯	1,000,000 円																													
2人世帯	690,000 円																															
3人世帯	834,000 円																															
⑦	国・地方自治体等の給付を申請者及び、同居人が受けていないこと 職業訓練受講給付金・生活保護など																															
⑧	申請者及び同居人が暴力団員でないこと																															

3. 住居確保給付金の申請から決定までの流れ



1. 申請

- ①「住居確保給付金申請書（様式第 1 号）」（以下「申請書（様式第 1 号）」）及び「住居確保給付金申請時確認書（様式第 2 号）」と必要書類を添えて、を社会福祉協議会に提出します。
 - ②書類が受理されますと、次の用紙をお渡しします。
 - 「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」 →ハローワーク提示用
 - 「申請書（様式第 1 号）」の写し
 - 「入居予定住宅に関する状況通知書（様式第 4 号）」 } →不動産業者等提示用
- ※上記のほか、「自立相談支援事業」の利用申込みが別途必要となります。

2. 求職申込み

- ①ハローワークにて求職申込みを行いハローワークカード（見本⑦）の作成と「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」へ記入してもらって下さい。

3. 住宅を探す

- ①不動産業者等に申請書（様式第 1 号）の写しを提示して、不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
- 注意 住居確保給付金の上限額以内の家賃（共益費・管理費等は含まれません）の住宅に限りま
すのでご注意下さい。
- ②入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書（様式第 3 号）」へ記入してもらって下さい。

- ④敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨を不動産業者等に伝えて下さい。

総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の相談

敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、社会福祉協議会に総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入れの相談が可能です。また、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れの相談が可能です。※貸付のため審査があり該当しない場合もあります。
※5ページに詳細

4. 関係書類追加提出

- ①前記2・3で記入してもらった次の書類を、社会福祉協議会に提出してください。

- 「入居予定住宅に関する状況通知書（様式第3号）」
- ハローワークカード（見本⑦）
- 「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」

5. 住居確保給付金の審査

- ①自治体で審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書（様式第5号）」と「住宅確保報告書（様式第6号）」が交付されます。
- ②受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書（様式第8号）」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を不動産業者等へ連絡してください。

6. 賃貸借契約の締結

- ①「入居予定住宅に関する状況通知書（様式第4号）」を記入してもらった不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書（様式第5号）」を提示し、賃貸借契約を締結してください。
- ②総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- ③総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。
- ④住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。

7. 住宅確保書類提出（入居後）

- ①住宅入居後7日以内に次の書類を、社会福祉協議会に提出してください。

- 賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し
- 「住宅確保報告書（様式第6号）」
- 新住所における住民票の写し

※提出しなければ、住居確保給付金は支給されませんので必ず提出して下さい。

8. 支給決定

①上記の必要書類が提出されれば、次の書類をお渡しします。

- 「住居確保給付金支給決定通知書（様式第6号）」 →ご本人が保管しておいて下さい
- 「職業相談確認票」
- 「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」 } →住居確保給付金受給中の求職活動時に必要です
- 「常用就職届（様式第7号）」 →常用就職した際に提出して下さい

9. 支給開始

①入居に際して「初期費用として支払いを要する月分の賃料」の翌月以降の月分から支給します。

4. 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、茨城県社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」があります。

※貸付のため審査があり、該当しない場合もあります。

○生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

1) 住宅入居費：40万円以内

2) 生活支援費：月額 単身/15万円以内・2人以上世帯/20万円以内
貸付期間 原則3か月（延長あり）
連帯保証人あり・・・最長1年間
連帯保証人なし・・・最長6ヶ月の総額100万円未満

3) 一時生活再建費：60万円以内

※貸付利子：連帯保証人あり・・・無利子
連帯保証人なし・・・年1.5%

○臨時特例つなぎ資金貸付

住宅を喪失している方であって、総合支援資金の貸付が決定となった場合、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

10万円以内：総合支援資金を受けるまでの間、当面の生活費用の貸付
※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

返済方法：総合支援資金貸付が実施された時点で一括または分割返済

5. 住居確保給付金受給中の義務

- ① 毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、ハローワークの職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」にハローワーク担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、ハローワーク確認印を受けます。※職業相談等とは、職業相談、職業紹介、公共職業安定所が実施する就職活動セミナーなどの職業講習のいずれかをいう。
- ② 毎月4回以上、社会福祉協議会の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示して、ハローワークにおける職業相談状況を報告するとともに、求職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」で報告してください。
- ③ 原則週1回以上求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。月4回の支援員との面接の際に「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分・ハローワークの紹介状（本人控）といった、全てのものを添付して、社会福祉協議会に報告してください。
- ④ さらに、社会福祉協議会よりプランが策定された場合は、①～③に加え、プランに記載された就労支援（生活保護受給者等自立促進事業等）を受けてください。
- ⑤ 給与等の収入を得る機会が減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある場合については、副業や転職を視野に入れた職業相談をハローワークや自立相談支援機関と行って下さい。（①、③については求めない）

6. 受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ① 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届（様式第7号）」を社会福祉協議会へ提出してください。
- ② 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類（給与明細・預金通帳等）を、社会福祉協議会に毎月提出してください。就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止となります。※電子給与明細の場合は、本人同席の上事務局で確認させていただきます。必要によっては雇用主に照会させてもらう場合があります。

7. 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ① 住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入（給与明細等）と預貯金分かる書類を準備して、社会福祉協議会へお越し下さい。その他申請に必要な書類をお渡します。
- ② 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を2回まで延長することが可能です（最長9ヶ月間）。

（要件）

- （1）受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
- （2）世帯の収入と預貯金が一定額以下であること
- （3）（1）と（2）に加え、更なる求職活動（毎月2回ハローワークでの就職相談、

毎月4回以上の社会福祉協議会による面接等、原則週1回以上の求人先への応募・面接）を行い、高い賃金の常用就職を目指すこと

8. 支給額等を変更できる場合があります

- ① 原則として、住居確保給付金の支給決定後の支給額の変更は行いません。ただし、以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。また、クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合であって、代理受領（申請者以外の口座へ振込）となった場合は、支給方法の変更を行ってまいります。
 - ・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額（住宅扶助基準に基づく額）に達していない場合
 - ・受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、社会福祉協議会の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合
 - ・貸主等への賃料の支払い方法について変更の手続きを行い、代理受領の方法によることとなった場合
- ② 社会福祉協議会に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、社会福祉協議会へお越してください。

9. 住居確保給付金を停止する場合があります

- ① 受給者が住居確保給付金を受給中に、国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金等）を受給することとなった場合には、支給を停止します。
 - （1）国の雇用施策による給付の受給が決定した受給者は、自立相談支援機関に「住居確保給付金支給停止届（様式第12号）」を提出して下さい。
- ② 国の雇用施策による給付の受給が終了した後、受給者本人から希望があれば、支給を再開します（ただし、通算支給期間は原則3ヶ月であり、最長でも9ヶ月）。
 - （2）住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、国の雇用施策による給付の訓練修了時まで「住居確保給付金支給再開届（様式第14号）」を社会福祉協議会に提出して下さい。

10. 住居確保給付金を中断する場合があります

- ① 住居確保給付金を受給中に、疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった場合、本人からの申請により支給を中断します。
 - （1）疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となり、支給の中断を希望する場合は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給中断届」及び疾病又は負傷により求職活動が困難である旨を証明する文書（医師の交付する診断書等）を提出して下さい。
 - （2）中断期間中、原則として毎月1回、中断者から面談、電話、電子メール等により、体調及び生活の状況について報告をお願いします。
- ② 心身の回復により求職活動を再開できるときは、本人からの申請により、支給を再開します（ただし、通算支給期間は、中断前の受給期間も含め最長9ヶ月）。
 - （1）住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、心身の回復により求職活動を再開することを要件として、「住居確保給付金支給再開届（疾病又は負傷）」を社会福祉協議会に提出をお願いします。

- (2) 支給を再開する場合、「住居確保給付金支給再開通知書（疾病又は負傷）」を交付します。

1 1. 住居確保給付金を中止する場合があります

- ① 毎月2回以上のハローワークでの就職相談※1、毎月4回以上の社会福祉協議会の支援員等による面接等、又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等※2の求職活動を怠る方については、支給を中止します。※休業の場合、※1と※2の誓約は除く
- ② 社会福祉協議会が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ③ 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告（給与明細・預金通帳等）を怠った場合は、支給を中止します。 ※電子給与明細の場合は、本人同席の上事務局で確認させていただきます。必要によっては雇用主に照会させていただく場合があります。
- ④ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、社会福祉協議会の指示による場合を除く。）については支給を中止します。
- ⑤ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。
- ⑥ 受給者及び受給者との世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- ⑦ 上記のほか、受給者の死亡等支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- ⑧ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書（様式第14号）」を交付します。

1 2. 住居確保給付金の再支給について

- ① 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ② ただし、住居確保給付金を受け常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、再度支給を受けることができます（自己都合を理由とする離職を除く）。
- ③ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

1 3. 住居確保給付金を徴収する場合があります

- ① 住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収する（法第18条第1項）とともに、犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力をし、厳正な対応を行い以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

お問い合わせ先
神栖市社会福祉協議会 担当：坂本・鴨川
TEL：0299-93-0294

令和 年 月 日

住居確保給付金申請にあたり、本書面に基づき住居確保給付金の説明を行いました。

	神栖市社会福祉協議会	
説明者職名	氏名	印

私は、本書面に基づいて社会福祉協議会から住居確保給付金の説明を受け、内容について同意しました。

申請者住所

氏名	印
----	---